

3 危機管理部各課の仕事と課題など

課の名称	業務内容、課題など（所属長が記入）
危機管理課	<p>【主な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災会議の事務局を担い、防災に関することを地域防災計画に反映しています。 ・自主防災組織の育成を行っています。 ・災害対策本部に関する事務を行っています。 ・災害用備蓄品、避難所用資機材等の配備・管理を行っています。 ・避難行動要支援者（高齢者や障がいのある方など）の避難行動支援を行っています。 ・部内の財務及び庶務を総括しています。
	<p>課題① 市民の防災意識の向上</p>
	<p>取組内容 防災教育の推進など「みんなでbou-saiジブンゴト化プロジェクト」と題して、誰ひとり取り残さない「みんなで助け合う防災」の普及啓発に取り組みます。</p>
	<p>実施状況 未来の防災リーダー育成など防災教育や、ぎふ防災マルシェ等の開催など各種のイベントでの普及啓発活動を行います。</p>
	<p>課題② 地域防災力の強化</p>
	<p>取組内容 自主防災組織の支援や災害時協力井戸制度の構築、災害時ケアプランの推進などにより地域防災力の向上に取り組みます。</p>
	<p>実施状況 自主防災組織の活動補助、地域防災訓練の市民参加型訓練の推進支援を行います。災害等で断水した際に、生活用水として個人や企業が所有する井戸を「災害時協力井戸」として登録する制度を構築します。避難行動要支援者のうち優先度の高い方に対し災害時ケアプランとして個別避難計画の作成に取り組みます。</p>
	<p>課題③ 本市の防災体制の強化</p>
	<p>取組内容 事前復興まちづくり計画策定や災害対策本部初動訓練等の実施により防災体制の強化を図ります。</p>
<p>実施状況 大規模災害を想定し、復興まちづくりの目標や課題等を取りまとめた事前復興まちづくり計画を策定する。また、災害対策本部の設置から災害対策本部の運営、被害情報の収集及び対応等を行う災害対策本部初動（図上）訓練を実施します。</p>	

3 危機管理部各課の仕事と課題など

課の名称	業務内容、課題など（所属長が記入）	
水防対策課	【主な業務内容】 ・水防団の運営に関する業務を行っています。 ・水防施設の維持管理に関する業務を行っています。 ・排水機場、陸こう、ひ門等の操作等に関する業務を行っています。 ・長良川防災・健康ステーションの運営を行っています。	
	課題①	水防団運営の充実強化
	取組内容	大規模災害団員の活動を意識した消防・水防の連携や、DXの取組推進による市と水防団の連携強化に取り組んでいます。
	実施状況	消防団・水防団合同の訓練に取り組んでいます。また、タブレットの活用などによるDXの推進により、平時、出水時共に水防団とのスムーズな連携を実現しています。
	課題②	岐阜市水防協会との連携
	取組内容	総会、研修などを定期的を実施し、水防協会との連携強化に取り組んでいます。
	実施状況	定期総会、常任理事会、新年総会、団長研修、幹部団員研修などを通じ、水防協会との連携を深めています。
	課題③	排水機場の適正な運営管理
	取組内容	排水機場職員に対する研修の実施により、操作要領の周知徹底を図ります。
実施状況	排水機場職員に対し、出水期前後に研修を実施することで、操作要領の周知徹底を図っています。	

3 危機管理部各課の仕事と課題など

課の名称	業務内容、課題など
地域安全推進課	<p>【主な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防犯・交通安全活動を支援し、安全・安心なまちづくりを進めています。 ・交通事故や犯罪のない社会を目指し、警察などの関係機関や団体と連携して、啓発に取り組んでいます。 ・犯罪等にあわれた方への支援をしています。 ・岐阜駅北地区の客引き対策を行っています。
課題①	子どもへの交通安全教育実施及び自転車安全利用の周知
取組内容	子どもが交通事故に遭わない、起こさないように交通安全教育を実施するとともに自転車を安全に利用できるよう周知活動を実施します。
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所等において、地域安全推進指導員による園児等への指導を実施しています。 ・小学校等で行われる交通少年団入団式に参加し、交通安全意識の高揚を図っています。 ・市内の高等学校を自転車安全利用推進校に認定し、自転車の安全利用を啓発しています。
課題②	地域防犯力の強化支援
取組内容	全国的に通り魔事件や闇バイトによる犯罪が多発していることで社会不安が高まっており、その対応が急務となっています。この不安を取り除き、「日常生活の安全」を確保し、「安全で安心なまちづくり」を進めるために市民の皆さんと行政が協力・連携して、地域の防犯力を高めることで犯罪の発生を未然に防ぐよう努めています。
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯、防犯カメラの設置補助を実施しています。 ・地域安全運動に積極的に取り組む団体に対し、活動に必要な物品を支給します。 ・地域防犯ボランティアリーダーの育成を目指す研修会を実施します。
課題③	岐阜駅北地区(玉宮町、住田町周辺)の客引き問題への対応
取組内容	令和3年10月1日の「岐阜市客引き行為等の禁止等に関する条例」の全面施行により、客引き行為等禁止区域内の公共の場所での客引き行為等が一切禁止になりました。区域内で客引き行為等を行った者、または行わせた者は、指導・勧告・命令・公表及び過料の対象となります。また、令和6年4月1日の条例改正により、店舗等が客引きを利用する等の行為も禁止行為に加わるなど指導体制を強化しました。
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・客引き行為等対策指導員による巡回指導を実施しています。 ・客引きを利用等している店舗への調査・指導を実施しています。 ・防犯カメラを活用した客待ち対策を実施しています。